

12月4日～10日は人権週間です

人権が尊重される 社会のために



人権は、全ての人生まれながらに持っている、人間らしく生きる権利です。

しかし、いまだに、差別や偏見に基づく生命・身体に関する事象や不当な差別的扱い・言動などの人権侵害が存在しています。人権侵害は、他の人の人格や尊厳を傷つける決して許されない行為です。このような差別の解消を推進するため、昨年、三つの法律が新しく施行されました。

私たち一人ひとりが人権を確かめ合い、全ての人の人権が尊重される社会をつくっていきましょう。

平成28年に施行された 差別の解消を推進するための主な法律

障害を理由とする
差別の解消の
推進に関する法律

本邦外出身者に対する
不当な差別的言動の
解消に向けた取組の
推進に関する法律

部落差別の解消の
推進に関する法律

部落差別解消推進法をご存じですか？

同和問題に関する偏見や差別意識から、差別発言や差別落書きなどの人権問題が依然として存在しています。このような現状を受け、部落差別は許されないものであると明記し、重要な課題として解消を推進していくと定めた「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行されました。

差別解消のための
施策について
どんなことが
書いてあるの？



- 相談体制の充実(第4条)
国や地方公共団体は、部落差別に関する相談に的確に応ずるために、相談体制の充実を図ります。
- 教育及び啓発(第5条)
国や地方公共団体は、部落差別を解消するため、教育や啓発に力を入れていきます。
- 部落差別の実態にかかる調査(第6条)
国は、部落差別の解消のための施策を実施するため、地方公共団体の協力を得て差別の実態にかかる調査をします。

12/9(土)
10(日)

市制施行120周年記念事業 じんけんフェスタ 2017

当日、参加自由(映画・講演は当日、先着順)
所 文化会館 料 無料

●映画「この世界の片隅に」



時 9日(土) 13:30開演
所 第1ホール

©この史代・双葉社/
『この世界の片隅に』製作委員会

●子ども向け映画「SING / シング」



時 10日(日) 10:00開演
所 第1ホール

©2016 Universal Studios
All Right Reserve

●人権週間記念講演



「違うから面白い、
違わないから素晴らしい」

時 10日(日) 14:00開演
所 第1ホール
師 宮本亜門さん

●展示、表彰式など

時 10日(日)
所 展示棟、第3・4ホールなど

詳しくは、広報よっかいち10月下旬号をご覧ください。

●この特集についてのお問い合わせ・ご意見は 人権・同和政策課 ☎354-8293 FAX 354-8611
人権センター ☎354-8609 FAX 354-8611
人権・同和教育課 ☎354-8253 FAX 354-8308